

平成30年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第3回 理事会議事録

招集年月日 平成30年12月21日（金）

開催日時 平成31年1月15日（火） 午前10時から午前11時まで

開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 会議室2

出席理事名 石田進、今郡利夫、小島真知子、竹内光日出、柳堀 弘、藤田昭泰、木内久子、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、原 直俊、坂下弘之、西野光政、布施博規、野村みさ子、浪川浩之、島田弘美

欠席理事名 信太俊浩

定刻通り、平成30年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催した。

理事総数18名中17名の出席があり、事務局において定款第30条 第1項により、理事会が成立していることが確認された。

また、新たに理事となった西野光政理事、布施博規理事2名を紹介された後、石田会長が挨拶をした。定款第29条 議長選出は、全員一致で石田会長を選任した。

定款第31条 第2項 議事録は出席した会長、及び監事の記名押印となることを確認した。

報告第1号 平成30年度（4～11月）事業実施状況及び予算執行状況について

（事務局：荒井） 理事会本資料P.2～P.10に沿って、上期事業実施状況について説明した。

（事務局：相良） 理事会本資料P.11～P.12に沿って、予算執行状況について説明した。説明後、以下の質疑があった。

（柳堀理事） 2ページの日常生活圏域別相談件数の上記以外とありますが、これは神栖市外という解釈でよいのでしょうか。もう一つは3ページのこころの相談室のその他とありますが、これはどういう経緯での相談となりますか。

（事務局：荒井） 日常生活圏域の3つ以外、上記以外ということですが、お話にあったとおり神栖市外から事業の照会ですとか、問い合わせのあった件数となっております。こころの相談室のその他の2件に関しましては、これは電話・訪問・面接と波崎地区で移動相談室を実施してまいりましたが、それ以外の会場で対応した件数となっております。

（柳堀理事） 先ほど照会ということで、連絡いただいたということですが、それは相談になるんですか、どういう内容だったのでしょうか。

（事務局：荒井） その他の市外で多かった件数、内容に関しましては、生活福祉資金の相談や、まだ神栖に住所はないがこれから神栖に越してきたいという他県・他市の方から問い合わせいただいたケースです。

事業照会に関しては、特に成年後見の関係で、茨城県内44市町村の中で法人後見事業を実施している社会福祉協議会は10カ所のみですので、これからそういった事業を展開するにあたって、取り組みに関して教えてほしい、あるいは事業の要項など

具体的な情報提供をして対応した件数を計上しております。

他に質疑はなく、報告済みとされた。

議案第1号 常勤職員就業規則の一部改正（案）について

議案第2号 非常勤職員就業規則の一部改正（案）について

議長から議案第1号、議案第2号は同様の就業規則の改正案であり、2件を一括で審議することが提案され、全会一致で賛成した。

（事務局：相良） 理事会本資料P.13～P.18に沿って説明した。

報告案件の中でも説明いたしましたが、本会が運営しておりましたデイサービスセンター、福祉作業所については新しい指定管理者（団体）が4月からの運営に向けて動きを始めたところです。またホームヘルプサービス事業についても3月まででの終了ということで今、移行の手続きを進めているところですが、この3つの事業に従事している常勤職員が現時点で14名、また非常勤職員については15名おります。いずれも平均勤続年数でいうと10年を超えるベテランで、ずっと社協の直接在宅サービスに貢献してくれた職員たちです。

その方々については、指定期間の満了あるいは事業の終了等の理由によってこの3月末をもって労働契約を終了させてもらう形となります。常勤職員については就業規則第24条第7号の中で勤続年数に応じた退職手当の支給のルールがございます。ただし今回の契約終了はいわゆる会社都合による雇い止め、会社都合解雇という形での対応とせざるを得ない事情でございますので、これまでの勤続年数と事業への貢献を報償するというのと、且つ3月末まできちんとやりがいを持って働いていただけるようにということで、現行の退職手当の支給のルールを、一部支給要件を緩和したり、あるいは支給率を割り増しするという形で就業規則の改正を図りたいと今回提案をさせて頂きました。具体的な改正の内容としては14ページに記載をさせて頂いております。

今回の改正についてはあくまでもこの3月で事業主の都合による雇い止めとなる方を対象とするものです。もともと常勤職員については勤続年数5年を超えた時点で、5年以上10年未満については退職時の基本給月額1ヶ月分、10年を超えると2ヶ月分ということで最大給料の5ヶ月分までを手当として出す内容となっております。ただこの勤続年数の算定が5年刻みということでしたので、この勤続年数の算定基礎を1年単位とするとともに、あわせて算定した支給率を2割増しする内容となっております。

具体的な改正の仕方は、この次の15～16ページでくわしく参考としてあげております。

今回改正を図ろうとしているものは、別表24条関係の第1号 常勤職員の退職手当に関する勤続年数・退職金の額であり、現行ですと、例えば勤続4年の職員については、退職手当の支給が発生しないのですが、今回の改正案では、4年いた職員については0.8ヶ月分 5分の4年分の退職手当を支給するとともに、その支給額に対して割り増しで20%を掛けて支給をしていこうという内容となっております。

16ページの下段に退職手当の計算例といたしまして、例えば勤続4年の者の場合、勤続10年の者の場合、勤続14年の者の場合ということで計算例を示させていただきました。退職手当の増額を図ることで、退職する職員への不利益をできるだけ少なくするというのと、3月まで責任を持ってサービス提供にあたっていただきたいとい

うことで考えております。

また非常勤職員 15 名については、17～18 ページで提案理由及び改正案を示しておりますが、現在の非常勤職員就業規則の中では、退職時に職員に対する退職手当の規定そのものが制定されておられません。ただし常勤職員と同様に非常勤職員についても平均勤続期間が 10 年以上働いて頂いておりますので、今回の会社都合による雇い止めという状況を考えまして、勤続年数に対して 1 万円をいわゆる功労金という形で用意をして支給していこうということで提案をいたしました。改正案については 18 ページに記載をさせてもらっています。非常勤職員についてもこの 3 月末を持って期間満了となる職員を対象といたしまして、10 年勤続していた職員については、それぞれに勤続年数に 1 万円を掛けた 10 万円を、15 年いれば 15 万円をという形で支給していきたいということで今回提案を出させてもらっております。

今回の改正案につきましては、理事会で議決をいただいた後に各職員に周知を図り、3 月末の契約満了日を終えた時点で退職手当を計算して、支給については 4 月以降の支給としていく計画としております。

また支給が 4 月以降となりますので、総勢 29 名分の退職手当の予算については 31 年度の当初予算の中で捻出をしていきたいと思っております。

当初予算については 3 月の理事会評議員会の中で最終的な承認をいただく予定としておりますことを申し添えまして、議案第 1 号、および議案第 2 号に関する事務局からの内容説明といたします。

(中山監事) 確認というか教えて頂きたいのですけれど、普通の労働契約的には常勤雇用というのは無期雇用なんですね。それから非常勤については有期雇用ということですが、非常勤についても 5 年以上労働契約を継続した者については無期雇用転換ルールが法律で定められて、常勤、非常勤問わず常用雇用者と同じ手続きが必要になります。教えて頂きたいのは、今回の事業所の終了に基づく契約の終了というところが、労働規約などに明記された中での雇用になっているのでしょうか。

(事務局：相良) 常勤職員、また非常勤職員いずれにつきましても勤続 5 年を超えるといわゆる無期転換を本人が申し出れば、会社がそのように対応しなければいけないというのは中山監事さんがおっしゃったとおりとなっております。今回の退職についても基本的には、申し出た職員と申し出なかった職員が実際にはいるんですけれども、通常の解雇と同じ手続きをとらなければいけないという、こちらは事前に社会保険労務士の方に相談、確認をいたしまして、やはり解雇に準じた扱いをするべきであるということで、アドバイスをいただいております。

今回の雇い止めに関する情報についてですけれども、この 4 月に 30 年度の労働契約を交わす段階で、今年是指定管理の事業が最終年度であるということと、次の年にまた社会福祉協議会が指定管理を受けられるかどうかというところは非常に不確定であるので、その動向によっては 3 月末で契約が終了となる場合があると全職員に周知をした上で労働契約を締結しました、その後も「指定管理者が公募されることになりました。」あるいは「こちらに決定をしました。」また「理事会の中で社会福祉協議会は指定管理に応募はしないという決議がされました。」ということは、その都度職員に情報提供しまして、今、社会福祉協議会がどういう状況にあって、それと職員それぞれに対する影響はどうなっているのかということはその都度、社会福祉協議会から逐一説明をしたところであります。

今回、新しく有限会社ミナト交通さんが決まったということも説明をしまして、今週の末にはミナト交通さんによる会社説明会が現在の職員に対して行われる予定にもなっております。

今回の退職者については、指定管理事業に従事している多くの人たちは、後任の指定管理者となるミナト介護さんが引き続き雇いたいという意向を持っていますので、本人が希望すれば、雇い主は替わりますけれども、同じ仕事に従事することができるような状況になっております。

ただし社会福祉協議会との労働契約の関係はすべて終了となりますので、今回は社会福祉協議会との労働契約の終了、いわゆる雇い止めについて会社としてできる限りの対応をしたいということでの就業規則の改正の提案ということでみなさまにお諮りをさせて頂きました。

(中山監事)

それではそういう再就職支援を今しているということですね。

(事務局：相良)

まず有限会社ミナト交通さんの状況ですけれども、もともとタクシー会社さんからスタートした法人だと伺っております。その後訪問介護事業所を立ち上げて介護分野へ参入し、現在は障害者福祉を中心とした、生活介護（デイサービス事業所）や居宅介護支援（ケアマネジャー）など、障害者も高齢者も手掛けていらっしゃるということで、福祉サービスを総合的に提供している法人だとホームページ等で確認しております。

続きまして、他の自治体、社協等の退職手当の状況ですけれども、細かい調査は実際としてはしていないところなんですけれども、社会福祉協議会常勤職員の就業規則につきましては、市役所の嘱託職員の処遇を参考に制定したものです。

その後は社会保険労務士さんに内容、規則の妥当性をその都度確認し、現在の就労形態としておりますが、退職手当の今回の割り増しについても社会保険労務士さんに相談をさせて頂いております。

会社都合により雇い止めとなりますと、一般的には、通常お支払いする退職手当よりも、若干割増しするのが一般的とアドバイスをいただいております。ただし無限に用意する必要はなく、あくまでも法人が用意できる財源の中でのことです。退職手当の支給自体は労働基準法で定めはございませんので、最終的には法人の考えで用意するものだとの助言もいただいております。そういったところから 31 年度予算で用意できる最大限の財源というところで試算をしまして今回の提案となっております。

参考までに現行のルールのまま退職手当の支給をしようとすると、常勤職員 14 名中 12 名が退職手当の該当となって、総額が試算ですけれども、470 万円程度必要となります。今回支給要件を緩和して、なお且つ割り増し、プラス非常勤職員にも勤続年数に応じた退職手当を支給しようとすると、総額で 914 万円程度の財源が必要となります。

当初よりは倍くらいのお金が必要となるのですが、こちらについては現在積み立てをしております退職手当の積立金に加えて、31 年度の当初予算の中から一定額を捻出して、対応していこうということで、今当初予算の編成をしているところとなっております。詳細については 3 月の理事会の中で、改めて説明をさせていただきます。

(柳堀理事)

ありがとうございました。他の自治体、社協さんと比較していないというところですが、神栖の社協の内容を上回るところはないというように思いますが、参考のためにかがいました。

それから支給の額についても、914 万円の予定ということですね。ありがとうございました。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 16 名、反対 0 名で決議された。

議案第3号 福祉活動基金保有限度の設定（案）と活用計画の策定（案）について

（事務局：相良） 理事会本資料P.19～P.20に沿って説明した。

平成28年11月に策定した「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社協発展・強化計画。計画期間：平成29～31年度）」において、本会が保有する福祉活動基金については、新規事業等に必要な基本的財源としてその原資を有効に活用していくとともに、今日の社会情勢や現行の財政規模に見合った保有（限度）額を新たに設定し、それを超える額については計画的に処分して各年次の活動財源に充てることで、神栖市への助成金申請額の圧縮に努めることを目標とし、具体的実施項目として「保有限度額の設定と活用計画の策定」を掲げておりました。

最終的な保有限度額をいくりに設定するかということですが、こちらについては向こう10年間の取り崩し計画の中で、その10年後の社協の財政規模を31年度予算を想定して試算をいたしました。

31年度予算については30年度中に在宅福祉サービスセンター部門がほぼ終了いたしますので、予算、法人の規模としては、現在よりも小さくなることが予想されます。そういった中で想定される年間事業活動支出総額の中の概ね3割弱程度となる6,000万円を今回、社協の福祉活動基金の保有限度額として提案するものとなっております。

この3割程度の根拠としましては、経営改善計画策定指針の中でも記載をしていたところでありまして、全国社会福祉協議会が出しました市区町村社協経営指針の中で、いわゆる事業安定資金として持っている目安の額、あるいは社会福祉法が改正されて新しい会計基準の中で、社会福祉充実残額算出時の控除対象財産に含めてもいい運転資金の範囲などを参考に出したものです。市区町村社協経営指針の中では1事業年度における事業経費（管理費含）の概ね3分の1程度の保有が目安とされ、社会福祉充実残額中での運転資金としては年間事業活動支出の3カ月分（25%）くらいということが示されており、そういったところを根拠の一つとしながら、10年後の神栖市社会福祉協議会の財源構成を踏まえまして6,000万円という金額を導き出して提案したところでございます。

現在保有しております13,600万円との差額を、31年度以降の10年間をかけて計画的に取り崩しをしていくという内容が20ページの提案内容です。

具体的な使い道といたしましては、すでに執行しております成年後見センターの運営の費用、あるいは、もともとの基金の果実を原資としていたボランティア団体等への助成事業のために引き続きこの原資を使わせていただくとともに、福祉感謝会の充実であるとか、あるいは、この10月より始まっております福祉車両レンタカー費用の助成事業の財源として、この福祉活動基金の原資をできるだけ事業に直接使って、市民に直接還元していくという観点から、こういった取り崩し計画を定めることといたしました。

また固定資産の購入といたしまして、新たな相談支援の拠点となる事務局体制の整備をしていくために必要な備品類の整備にも向こう3年間をかけて、定期的に、計画的に整備、補完をしていければと提案をいたしました。

いずれも福祉活動基金設置要項第7条に定めております、基金の処分の条件の範囲の中での活用計画として提案をさせていただいたものでございます。以上、議案第3号に関する事務局からの説明といたします。

質疑はなく、審議に入り、議長を除き賛成16名、反対0名で決議された。

議案第4号 平成30年度第2回評議員会の招集について

(事務局:相良) 理事会本資料P.21~P.22に沿って説明した。

(事務局:橘田) 評議員会の招集につきましては、定款第14条第1項 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集するという規定に基づきまして、今回お諮りをするものでございます。

会議の名称は、平成30年度第2回評議員会として招集をいたします。予定時期については現時点での予定ということになりますが、平成31年3月中旬から下旬の間での招集を予定しております。なお評議員会の前に平成30年度第4回理事会を開催する予定となっておりますことを申し添えいたします。

会議の予定場所については、この神栖市保健・福祉会館内。予定案件としては平成31年度社会福祉協議会事業計画及び31年度収支予算(案)を提案する予定としておりますが、追加の案件等がありましたら評議員会の前に開催する第4回理事会で改めてお諮りさせていただきます。

招集予定については、現任者である評議員40名を招集の対象として提案をするものです。以上議案第4号に関する事務局の説明といたします。

質疑はなく、審議に入り、議長を除き賛成16名、反対0名で決議された。

議案第5号 福祉車両の譲渡について

(事務局:橘田) 議案5号につきましては、本日お配りいたしました追加資料で、次第と合わせて追加で議案提出させていただいたものであります。

指定管理者が平成30年度をもって交替することにより、本会が保有するリフト付車両2台について、後任の指定管理者が引き続き使用できるよう、神栖市へ譲渡することについてお諮りするものです。

具体的には現在、福祉作業所きぼうの家で利用者様を送迎している車両が3台あります。そのうちの1台は神栖市が購入して社会福祉協議会が借りている車両です。もう1台は資料にも掲載されておりますトヨタハイエース、こちらは日本財団に社会福祉協議会が申請をして無料で頂いた車両でございます。もう1台が日産キャラバン、こちらは本会の積立金を取り崩して購入したものです。

これらの車両は、いずれももっぱら、きぼうの家の利用者の送迎のために必要な車両で、そのために使用していたものでございます。

トヨタハイエースについて、日本財団さんに確認しましたところ、社会福祉法人やNPO法人でなければ車両の譲渡はできませんという条件を言われました。指定管理制度というある意味、特殊な制度で管理者が変わることなので、利用者も従業員も変わらない中で、車両を引き続き利用させていただきたいとお願いしましたら、その事業が市の事業であるのならば、市に譲渡するというのであれば構わないということで、了解をいただきました。

会長、常務理事に相談をさせていただきまして、大事な案件でございますので理事会のご決議をいただいたうえで、本会が購入した日産キャラバン、本会が日本財団から頂いたトヨタハイエースを2台とも合わせて、神栖市に譲渡させていただきたいということで、お諮りをさせていただければと思います、議案提出させていただきました。

(柳堀理事) この車両はきぼうの家の送迎に使っていたということで、貸出用の車両ではなかったということですね。9月でリフト付き車両などの貸出事業は終了しているようですが、その車両ではないということですね。

(事務局:橘田) はい、違います。

(柳堀理事) 9月で終了した事業の車両はどうなっていますか。

(事務局：橘田) 現在すべて残っております。貸出用として使用していた車両は、社会福祉協議会が用意した車両ですので、現在は職員が訪問活動用に使用しており、貸出はしておりません。

他に質疑はなく、審議に入り、議長を除き賛成16名、反対0名で決議された。

議長より、審議終了後にその他の意見が求められたが、質疑はなかった。

(事務局：橘田) 次回の理事会は、3月の開催を予定しております。日程等につきましては、改めて文書でご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また社会福祉協議会が主催します「平成30年度福祉感謝会」を、2月16日土曜日午後1時30分から、保健・福祉会館で開催いたします。感謝会の内容は、表彰式典および記念映画上映会です。詳細は、お手元のご案内文書でご確認いただけます。感謝会への出欠につきましては、お手数でも同封の返信用ハガキにて、事務局までご連絡ください。

なお、当日は午前中、会館内で神栖市主催の「かみず福祉まつり」も行われますので、ぜひご参加頂けますようお願いいたします。

以上をもって、平成30年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となった。